

事 務 連 絡 令和6年3月29日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件(社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること)における令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて

平素より、医療行政の推進に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 標記のことについて、別添のとおり各都道府県衛生主管部(局)宛てに事務 連絡を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下 の関係者へ適宜周知していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡 令和6年3月29日

各都道府県衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件(社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること)における令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて

医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2第1項に規定する社会医療法人、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の2第1項の規定による承認を受けた同項に規定する医療法人(特定医療法人)及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10条の4第1項に規定する認定医療法人(以下「社会医療法人等」という。)の満たすべき要件(社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること(以下80/100要件という。))における「予防接種に係る収入金額」については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)等において、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等(※1)及びその他厚生労働大臣が定める予防接種(※2)に係る収入金額を80/100要件における分子に計上することとされています。

本年3月29日に、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」(令和6年政令第116号)及び「予防接種法施行規則等の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第69号)が公布され、新型コロナワクチン接種について、予防接種法第2条第5項の臨時の予防接種としての位置づけを令和5年度末で終了し、令和6年度以降は、新型コロナウイルス感染症を同法第2条第3項に規定するB類疾病に位置づけた上で、①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者に対して同条第4項に規定する「定期の予防接種」として実施することとなりました。

これにより、令和6年4月1日以降、80/100要件の分子に計上する新型コロナワクチン接種による収入金額は、定期の予防接種として行った①65歳以上の者及び②60歳以上65歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者に対する接種となります。

ただし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 11 条の規定に基づく特定感染症予防指針が策定されることも見込まれることから、その場合には、「医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種」(平成 29 年厚生労働省告示第 314 号)を改正し、定期の予防接種として行った①65 歳以上の者及び②60 歳以上 65 歳未満の者であって所定の基礎疾患を有する者以外の者に係る新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても令和 6 年 4 月 1 日に遡って 80/100 要件における分子に計上する取扱いとすることを考えております。このため、当該要件の確認に当たって遡り適用もあり得ることにご留意いただき、併せて、管下の関係の法人へは、定期の予防接種以外となる新型コロナワクチン接種に係る収入金額についても、引き続き把握していくよう周知をお願いいたします。

- ※1 「定期の予防接種等」とは、予防接種法第2条第4項に規定する定期の予防接種及び 同条第5項に規定する臨時の予防接種のこと。
- ※2 「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、医療法施行規則第30条の35の3第 1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示 第314号)に定める予防接種のこと。

2

(号外特第 27 号) 御 名 御

3 改正後の第十九条の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適

て適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例によ

改正後の第十八条の規定は、令和六年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額につい

同年三月三十 日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、 なお従前の例による。 敬三

厚生労働大臣 内閣総理大臣 岸田 武見 文雄

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の 一部を改正する政令をここに公布する

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(平成十六年政令第八十三号)の一部を次のように (同法第二十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十六条第三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令 項 症

を「三万八千九百円」に改める。 八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改 第五条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同項第二号中「三万五千 同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」

|号中「二百二十九万九千二百円」を「二百三十七万三千六百円」に改める。 第七条第一項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「二百九十六万六千四百円」に改め、 第九条第一項第一号中「八十九万八千八百円」を「九十二万七千六百円」に改め、同項第二号中 同項第

十一万八千八百円」を「七十四万千六百円」に改める。 第十条第五項中「二百五十一万四千円」を「二百五十九万四千四百円」に改める に改める。

第十三条第 第十一条第二項第一号中「七百五十四万二千円」を「七百七十八万三千二百円」 「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。

金曜日

附 則

(施行期日)

令和 6 年 3 月 29 日

第一条この政令は、 令和六年四月一日から施行する。

第二条 この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(以下「新令」とい う。)第五条第一項及び第二項(これらの規定を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(以 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(以下「法」という。)による医療手当の額について適用し、 同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。 「令」という。)第二十二条において準用する場合を含む。)の規定は、令和六年四月以後の月分の 過措置)

2 以前の月分として支払われる年金の額については、 養育年金及び遺族年金の額(以下この項において「年金の額」という。)について適用し、 する場合を含む。)の規定は、 新令第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項(これらの規定を令第二十二条において準用 令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児 なお従前の例による 同年三月

> 3 含む。)の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額について新令第十一条第二項及び第十三条第一項(これらの規定を令第二十二条において準用する場合を 従前の例による。 適用し、同年三月二 三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金及び葬祭料の額については、 なお

内閣総理大臣厚生労働大臣 岸田 武見 文雄 敬三

部 を改正する政令をここに公布する

名 御 璽

御

予防接種

法施行令の

令和六年三月二十九日

内閣

総理大臣

岸

田

政令第百十六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) 第二条第三項第三号、 第五条第 項及び第十

予防接種法施行令 (昭和二十三年政令第百九十七号)の一部を次のように改正する

部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)附則第二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染 第二条中「限る。)」の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一 (次条において単に「新型コロナウイルス感染症」という。)」を加える。

働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月」に改め、同表に次のように加える。 当該疾病」に改め、同項の表Hib感染症の項中「生後六十月」を「、生後九十月までの間で厚生労 第三条第一項中「にあっては、インフルエンザ」を「又は新型コロナウイルス感染症にあっては、

イルス感染症

六十五歳以上の者

|厚生労働省令で定めるもの| |障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有すが発言又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有すが、 するものとして吸器の機能

第三条第 二項中 「及びインフルエンザ」を「、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症| に

改め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に 第十一条第一項第一号中 [三万七千八百円] を [三万八千九百円] に改め、同項第二号中 [三万五 を「三万八千九百円」に改める。

十六万九千六百円」に改める。 め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五六十六万九千二百円」に改め、同号ロ中「百二十九万三千六百円」を「百三十三万四千四百円」に改 中「百万六千八百円」を「百三万八千円」に改め、同項第二号イ中「百六十一万七千六百円」を「百第十二条第二項第一号イ中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、同号ロ め、同条第四項中「八十四万六千二百円」 第十二条第二項第一号イ中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、

四万円」に改め、同号ロ中「四百十三万八千八百円」を「四百二十七万二千円」に改め、同号ハ中「三 十五万四千四百円」 百十万四千四百円」を「三百二十万二千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」を「八 百円」を「二百四十九万千二百円」に改め、同項第二号イ中「五百十七万五千六百円」を「五百三十 「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」に改め、同号ハ中「二百四十一万四千四 第十三条第二項第一号イ中「四百二万四千八百円」を「四百十五万三千二百円」に改め、同号ロ に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」 に改める。 中

官

十万円」に改める。 六百四十万円」を「三千七百二十万円」に改め、 第十八条中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める。 第十七条第四項第一号イ中「三千五百二十万円」を「三千六百三十万円」に改め、 同項第二号中 「四千五百三十万円」 同号口中 「二千 を

第二十一条第二項第一号中「二百八十七万五千二百円」を「二百九十六万六千四百円」に改め、

同

項第二号中「二百二十九万九千二百円」を「二百三十七万三千六百円」に改める。 第二十四条第五項中「二百五十一万四千円」を「二百五十九万四千四百円」に改める。

第 二十六条第三項第一号中「七百五十四万二千円」を「七百七十八万三千二百円」に改める。

則

(施行期日)

第一条 この政令は、 令和六年四月一日から施行する。

経過措置

第二条 改正後の第十一条の規定は、令和六年四月以後の月分の予防接種法(以下この条において「法 ては、 という。)による医療手当の額について適用し、 なお従前の例による 同年三月以前の月分の法による医療手当の額につい

2 害年金の額(当該障害児養育年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。)並びに遺族年金の額 れる年金等の額については、 十四条第五項の規定は、令和六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障 (以下この項において「年金等の額」という。)について適用し、同年三月以前の月分として支払わ 改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二 なお従前の例による。

3 亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額について適用し、 に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行 死亡に係る法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、 改正後の第十七条第四項、第十八条及び第二十六条第三項の規定は、令和六年四月一日以後の死 なお従前の例による。 同年三月三十一日以前

第三条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の 正する。 施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (令和四年政令第三百七十七号) の 一部を次のように改

附則第二条及び第三条を削る

附則第一条ただし書中「(以下 「改正法」という。)」を削り、 同条の見出し及び条名を削る。

岸田

厚生労働大臣

武見

敬三

内閣総理大臣 文雄

令をここに公布する。 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政

名 御 璽

御

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百十七号

「四千六百七

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正す

律第九十八号)第五条の規定に基づき、この政令を制定する 内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法 (平成二十一年法

第二百七十七号)の一部を次のように改正する。 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令(平成二十一年政令

め、同項第四号中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同条第二項中「三万七千八百円」 八百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第三号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改 第三条第一項第一号中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、 同項第二号中「三万五千

中「百万六千八百円」を「百三万八千円」に改め、同条第四項中「八十四万六千二百円」 万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」を「五十六万九千六百円」に改める。 第四条第二項第一号中「百二十五万八千八百円」を「百二十九万八千四百円」に改め、 を「八十五 同項第二号

「三万八千九百円」に改める。

四万円」を「三百七十二万円」に改める。 百円」を「八十五万四千四百円」に、「五十六万四千二百円」 「三百二十一万八千四百円」を「三百三十二万二千八百円」 第五条第二項第一号中「四百二万四千八百円」を「四百十五万三千二百円」に改め、同項第二号中 第八条第五項第一号中「三百五十二万円」を「三百六十三万円」に改め、 を「五十六万九千六百円」に改める。 に改め、同条第四項中「八十四万六千」 同項第二号中「三百六十

第十二条第一項中「二十一万二千円」を「二十一万五千円」に改める

附 則

(施行期日)

第一条この政令は、 令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、令和六年四月以後の月分の新型インフルエンザ 2 予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(以下「法」という。)による医療手当の額につ いて適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

なお従前の例による。 等の額」という。)について適用し、 年金及び当該障害年金に係る介護加算額を含む。)並びに遺族年金の額(以下この項において「年金 六年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額(当該障害児養育 改正後の第四条第二項及び第四項、第五条第二項及び第四項並びに第八条第五項の規定は、令和 同年三月以前の月分として支払われる年金等の額については、

いて適用し、 改正後の第十二条第一項の規定は、令和六年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額につ 同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、 なお従前の例に

厚生労働大臣 武見 敬三

内閣総理大臣 岸田 文雄

麻薬及び向精神薬取締法施行令の

一部を改正する政令をここに公布する

御 名 御

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

合

計

七五九人

中

- 央労働

委員会

九八人

略 略

本

省

 \equiv

六六一人

区

分

定

員

備

考

官

第一条

厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、

次の表のとおりとする。

(本省及び中央労働委員会の定員)

改

正

後

9 | 11 | 6 | 8 | 別表第二(二) (削る) 仙台検疫所花巻空港出張所 仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所 略) 略 略 略 名 出張所 (第百十八条関係) 称 花巻市東宮野目 大船渡市大船渡町 略 位 置 11 5 13 10 別表第二(二) ものとする。 9 仙台検疫所大船渡・気仙沼出張所 第七百二十八条第二項第五号ロの再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれる (再乱用防止対策官の設置期間の特例) (新設) 略 略 略) 略 名 出張所 (第百十八条関係)

称

位

置

大船渡市大船渡町

略)

(新設) 略

附 則

この省令は、 令和六年四月一日から施行する

〇厚生労働省令第六十八号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号) 令和六年三月二十九日 第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働省定員規則(平成十三年厚生労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣

武見

敬三

(傍線部分は改正部分)

改

正

前

第 一 条 (本省及び中央労働委員会の定員) 厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、 次の表のとおりとする。

台 本 -央労働委員 区 分 슾 省 計 定 Ŧi. 四 一七人 九九人 八八人 員 略 略 備 考

附 則

令和六年四月一日から施行する。

この省令は、

〇厚生労働省令第六十九号 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第三条の規定に基づき、予防接種法施行規則等の一部を改正する省

令を次のように定める

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三 百日せき

第十条の規定により四種混合ワクチン

十五歳(予防接種実施規則第九条及び という。)を使用する場合に限る。) この表において「五種混合ワクチン」 ヘモフィルスb型混合ワクチン(以下

又は五種混合ワクチンを使用する場合

に限る。)

令和 6 年 3 月 29 日

官

金曜日

ジフテリア 特定疾病

第 条 (予防接種法施行規則の一部改正)
予防接種法施行規則等の一部を改正する省令

第二条の二 令第三条第一項の表Hib感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチン クチンごとに、 ヘモフィルスb型混合ワクチン 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン ワクチン (Hib感染症の予防接種の対象者) 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。 次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める月は、 それぞれ同表の下欄に掲げる月とする。 改 正 生後九十月 月 生後六十月 後 同欄に掲げるワ 第二条の二~ 第二条の四

第二条の三〜第二条の五 略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者)

省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限さ第二条の六(令第三条第一項の表新型コロナウイルス感染症の項下欄第二号に規定する厚生労働 れる程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど 个可能な程度の障害を有する者とする。

第二条の七・第二条の八 (略

(特定疾病)

第二条の九 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せ る。)とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごと き、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Hib感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限 それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

第二条の五・第二条の六 (特定疾病) 略

(新設)

略

第二条の七 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せ る。)とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごと に、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。 き、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Hib感染症及び肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限

百日せき	ジフテリア	特定疾病
を第十	に 合 ク ジ 第 三 十	年齢
を使用する場合に限る。) 第十条の規定により四種混合ワクチン十五歳(予防接種実施規則第九条及び	十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則(昭和三十十五歳(予防接種実施規則)(1000~1000~1000~1000~1000~1000~1000~100	· 齡

日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ合ワクチン」という。)又は沈降精製百

クチン(以下この表において「四種混 ジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワ 第十条の規定により沈降精製百日せき

三年厚生省令第二十七号)第九条及び

十五歳(予防接種実施規則

(昭和三十

(傍線部分は改正部分)

改

正

前

官

					笋					
(略)	かかるものに限る。) がかるものに限る。)、 は関する場合に限る。)、 がかるものに限る。)	(略)	 急性灰白髄炎、破傷風、 場性灰白髄炎、破傷風、 場症にあっては、沈降精製百日せきジフテリア破製百日せきジフテリア破り 場風不活化ポリオへモフィルスb型混合ワクチンを使用する場合に限る。) 	対象疾病	掲げる期間内に確認されたものとする。疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象(報告すべき症状)	(略)	Hib感染症	(略)	破傷風	急性灰白髄炎
(略)	(略)	(略)	略	症状	○期間内に確認されたものとする。○の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象 言すべき症状)					
					にあって、それぞれ	(略)	使用する場合にあっては十条の規定により五種混十歳 (予防接種実施規則)	(略)	に限る。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	に限る。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
(略)	(略)	(略)	峪	期間	な接種から同表の下欄に掲げる対		使用する場合にあっては、十五歳)十条の規定により五種混合ワクチンを十歳(予防接種実施規則第九条又は第		に限る。) 「は五種混合ワクチンを使用する場合第十条の規定により四種混合ワクチン・サースは五種混合ワクチンを使用する場合がある。」	に限る。)
(略)	のに限る。) 感染症(小児がかかるも	(略)	急性灰白髄炎、破傷風ジフテリア、百日せき、	対象疾病	掲げる期間内に確認されたものとする。疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象(報告すべき症状)	(略)	Hib感染症	(略)	破傷風	急性灰白髄炎
(略)	略	(略)	略	症状	れたものとする。それぞれ接種から同表の下欄にぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象					
					であって、それぞこ	(略)	十歳	(略)	を使用する場合に限る。) 第十条の規定により四種 十五歳(予防接種実施規	を使用する場合に限る。)を使用する場合により四種 十五歳(予防接種実施規
(略)	略	(略)	略	期間	れ接種から同表の下欄に掲げる対象				を使用する場合に限る。) 第十条の規定により四種混合ワクチン	を使用する場合に限る。)第十条の規定により四種混合ワクチン・サ五歳(予防接種実施規則第九条及び

令和6年3月29日	金曜日	官	報	(号	外特第	27	7号)		212
第三章~第五章 (略) 第三章~第五章 (略) 第三章~第五章 (略) 第三章~第五章 (略) 第二章 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(第十九条) 第九章 B型肝炎の予防接種(第十九条) 第十章 ロタウイルス感染症の予防接種(第十十条) 第十一章 インフルエンザの予防接種(第十十条) 第十一章 インフルエンザの予防接種(第十十章) インフルエンザの予防接種(第十一章) インフルエンザの予防接種(第十十章) インフルエンザの予防接種(第十一章) 高齢者の肺炎球菌感染症の予防	第二章 ジフテリア、百日	第二条 予防接種実施規則(昭和)(予防接種実施規則の一部改正)					症	新型コロナウイルス感染	がかかるものに限る。)肺炎球菌感染症(高齢者
第五章 (略) 第二十二条) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種 (第二十二条) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種 (第二十一条) 小児の下防接種 (第二十条) 水痘の予防接種 (第二十条) 日夕ウイルス感染症の予防接種 (第二十条) インフルエンザの予防接種 (第二十二条) 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種 (第二十二条)	百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症の予防接種(第九条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二十三年厚生省令第二十七号)	障害に至るおそれのあるものをいるを必要と認める症状であって、入院治療を必要と認める症状であって、入院治療を必要と認める症状であって、入院治療を必要と認める症状であって、入院治療を必要と認める症状であって、	ا ا ځ ا	心膜炎	心筋炎	少症を伴うものに限る。) (血小板減血栓症(血栓塞栓症を含む。) (血小板減	アナフィラキシー	(略)
	柴症の予防接種 (第九条―	の一部を次の表のように改正する。	る 期間 と 医 師 が 認 め と S	予防接種との関連性	二十八日	二十八日	二十八日	四時間	(略)
第三章~第五章 (略) 第六章 田ib感染症の予防接種(第 第八章 ヒトパピローマウイルス感染 第九章 水痘の予防接種(第二十条) 第十章 B型肝炎の予防接種(第二十条) 第十二章 ロタウイルス感染症の予防 第十二章 インフルエンザの予防接種 第十二章 インフルエンザの予防接種 第十二章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防	第二章 ジフテリア、百口目次							(新設)	がかかるものに限る。)肺炎球菌感染症(高齢者
第五章 (略) 第五章 (略) 第五章 (略) 第五章 (略) 第五章 (略) 第五章 (略) 第三十一条) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種 (第二十二条) 水痘の予防接種 (第二十一条) 水痘の予防接種 (第二十一条) 水痘の予防接種 (第二十一条) 水痘の予防接種 (第二十一条) 水痘の予防接種 (第二十一条) 水痘の予防接種 (第二十二条) 水痘の予防接種 (第二十四条)	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種(第九条—第十一条)(略)			新設。	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)
	≨種(第九条─第十一条)	(傍線部分は改正部分)		新設	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)